

# 島根県立大学大学院研究科委員会専門委員会規程

平成19年4月1日  
島根県立大学規程第6号

(目的)

**第1条** この規程は、島根県立大学大学院研究科委員会運営規程第10条第2項の規程に基づき、研究科委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の種類、名称等)

**第2条** 専門委員会は、常任委員会及び特別委員会とする。

2 常任委員会は、研究科委員会のもとに常時設置し、その名称、委員長、委員及び所掌事務は、別表のとおりとする。

3 特別委員会は、終期を定めて研究科委員会が設置し、その名称、委員長、委員及び所掌事務は、研究科委員会が別に定める。

(任期)

**第3条** 常任委員会の委員の任期は、別に定めのある場合を除き、2年（補欠委員にあつては、前任者の残任期間）とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

**第4条** 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

2 前項において、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

3 専門委員会は、委員（引き続く2月以上の不在期間にある委員を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

4 専門委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員以外の者を専門委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

**第5条** 専門委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(特別委員会に関する特例)

**第6条** 研究科委員会は、特別委員会について、この規程に定めのない事項及び第4条、第5条に定める事項と異なる取扱いをする必要のある事項がある場合は、これを別に定めることができる。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

(1) 北東アジア開発研究科関係

名 称	委員長	委 員	所 掌 事 務
北東アジア専攻 研究指導委員会	委員の中 から学長 が指名	1 北東アジア専攻にお いて研究指導を担当 する教員 2 事務局学務課長 3 その他特に研究科長 が必要と認めた者	1 教育課程及び研究指導に 関する事項 2 学部教務委員会との連絡 調整に関する事項 3 研究科委員会が審議を付 託した事項

名 称	委員長	委 員	所 掌 事 務
地域開発政策専 攻研究指導委員 会	委員の中 から学長 が指名	1 地域開発政策専攻に おいて研究指導を担当 する教員 2 事務局学務課長 3 その他特に研究科長 が必要と認めた者	1 教育課程及び研究指導に 関する事項 2 学部教務委員会との連絡 調整に関する事項 3 研究科委員会が審議を付 託した事項

名 称	委員長	委 員	所 掌 事 務
北東アジア超域 専攻研究指導委 員会	委員の中 から学長 が指名	1 北東アジア超域専攻 において研究指導を 担当する教員 2 事務局学務課長 3 その他特に研究科長 が必要と認めた者	1 教育課程及び研究指導に 関する事項 2 学部教務委員会との連絡 調整に関する事項 3 研究科委員会が審議を付 託した事項

(2) 看護学研究科関係

名 称	委員長	委 員	所 掌 事 務
FD委員会	委員によ る互選	1 看護学研究科委員会 から選ばれた教員 3名 2 事務局事務部長 3 その他特に研究科長 が必要と認めた者	1 学生による授業アンケ ートの実施 2 FD研修会の実施 3 研究科委員会が審議を付 託した事項

名 称	委 員 長	委 員	所 掌 事 務
看護学研究科看 護学専攻博士後 期課程専任教員 常任委員会	委員の中 から学長 が指名	1 看護学研究科看護学 専攻博士後期課程に おいて研究指導を担当 する教員 2 事務局学務課長 3 その他特に研究科長 が必要と認めた者	1 教育課程及び研究指導に 関する事項 2 博士学位審査に関する事 項 3 研究科委員会が審議を付 託した事項